平成２５年（フ）第３５０号
沖縄県那覇市樋川１丁目22番37―401号　ベルシティー樋川台
債務者　仲地　春樹
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１９４号
静岡県富士市田中新田262番地の28
債務者　坂本　道夫
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１９５号
静岡県富士市田中新田262番地の28
債務者　坂本　厚子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第５５号
京都府亀岡市宇津根町土井ノ内32番地17
債務者　圓山　義高
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
京都府亀岡市篠町見晴２丁目８番４号
債務者　黒川　源康
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第５２７号
栃木県宇都宮市氷室町2737番８号　青木方、住民票上の住所栃木県真岡市熊倉２丁目８番地４　グリーンヒル306号
債務者　上田　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４８号
栃木県宇都宮市宮の内４―202―１　プランドール・J　２階206号室、住民票上の住所栃木県宇都宮市雀の宮７丁目22番４号
債務者　日賀野絵理（旧姓仁科）
1　決定年月日時　平成25年11月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７２９号
神奈川県綾瀬市蓼川２丁目３番16号　橘第２コーポ205
債務者　金　洋一郎
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８６４号
横浜市泉区白百合１丁目21番19号　加藤ハイツ202号
債務者　馬場　　茂
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５９号
横浜市南区六ツ川１丁目14番地
債務者　三田　邦雄
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０６０号
横浜市南区六ツ川１丁目14番地
債務者　三田　喜代
1　決定年月日時　平成25年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７５４号
福岡市南区清水１丁目24番31号
破産者　株式会社ティー・エム・ジェイ
1　決定年月日　平成25年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９号
北海道苫小牧市木場町１丁目４番13号
破産者　株式会社三津橋技建工業
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２９３号
相模原市南区相武台１丁目19番５号
破産者　有限会社鶴八食品
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第８９号
新潟市西区小針５丁目３番15号
破産者　白川電気株式会社
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２１９号
広島市東区尾長東２丁目９番14―２号
破産者　新池田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８２号
群馬県太田市岩松町710番地６
破産者　株式会社渡辺モールド・プランニング
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第８２２号
横浜市磯子区洋光台３丁目13番４号
破産者　有限会社洋光台ライスセンター
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４号
和歌山県岩出市中黒441番地の19
破産者　有限会社鎌田住設
1　決定年月日　平成25年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係